

制定日	2003.1.10	文書番号	S003
改訂日	2023.7.5	版番	Ver8.5

S003

ICMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用規定

Ver.8.5

国際マネジメントシステム認証機構

改訂履歴	3
1. 適用範囲	4
2. ISMS 認証マークの表示	5
2.1 ICMS 認証ロゴマーク	5
2.2 ISMS-AC「認定シンボル」.....	6
3. ISMS 認証マークの表示上の注意	7
4. ISMS 認証マークの適用条件.....	7
5. ISMS 認証マーク使用上の制限	9
6. 認証の表明及び引用について	9
7. 登録範囲縮小時の処理	9
8. 適用期間	9
9. 認証登録証・審査報告書について.....	10
10. ISMS 認証マークの電子データの管理	10
11. ISMS 認証マークの使用中止	10
12. ISMS 認証マークの使用状況の確認	10
13. 違反に対する処置	10

改訂履歴

版数	改訂日	主な改訂内容
		以前の改訂履歴は省略
8.4	2018/7/3	ISMS 認証マーク(クラウド)に関する規定を追加 「4. ISMS 認証マークの適用条件」④に、適用範囲を明示するケースを追加
8.5	2023/7/5	認証規格『JIS Q 27001』は発行年とあわせて表記可能 付則 14 を削除

1. 適用範囲

この規定は、国際マネジメントシステム認証機構(以下、当機構という)の認証ロゴマーク(以下、ICMS 認証ロゴマークという)及び情報マネジメントシステム認定センター(以下、ISMS-AC という)の認定シンボルを、当機構の認証登録の対象者(以下、クライアントという)が使用する場合の、ICMS 認証ロゴマーク及びISMS-AC「認定シンボル」(以下、ISMS 認証マーク(*1)という)の表示・適用条件等、認証表明及び引用時の適用条件等について定めております。

(*1) ISMS 認証マークとは以下の 2 つのマークをさします。

認証マーク名称	ICMS 認証ロゴマーク	ISMS-AC 認定シンボル
ISMS 認証マーク (ISMS)		
ISMS 認証マーク (クラウド)		

2. ISMS 認証マークの表示

2.1 ICMS 認証ロゴマーク

基本構成及び基本色は下記の通りとなります。

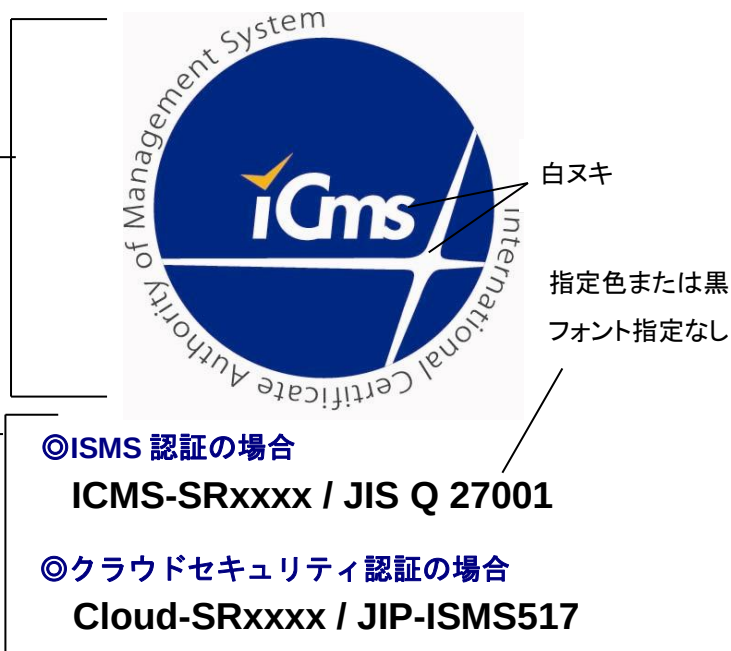
- ① ICMS 認証ロゴマークは、ICMS ロゴ部及び登録番号/認証規格により構成されております。
登録番号は、当機構が付与したクライアント固有の番号で、認証登録証に記載されています。
- ② 基本表示は、指定色によるカラー表示とします。ただし、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。
- ③ 色指定は、別紙附属書のとおりとなります。

《ICMS 認証ロゴマークの表示例》

■ICMS ロゴ部: 商標登録第 4874011 号

■登録番号/認証規格

- ・登録番号 xxxx は 4 桁の数字です。クライアント毎の固有の番号を当機構が付番します。
- ・認証規格『JIS Q 27001』は発行年とあわせて表記することも可能です。



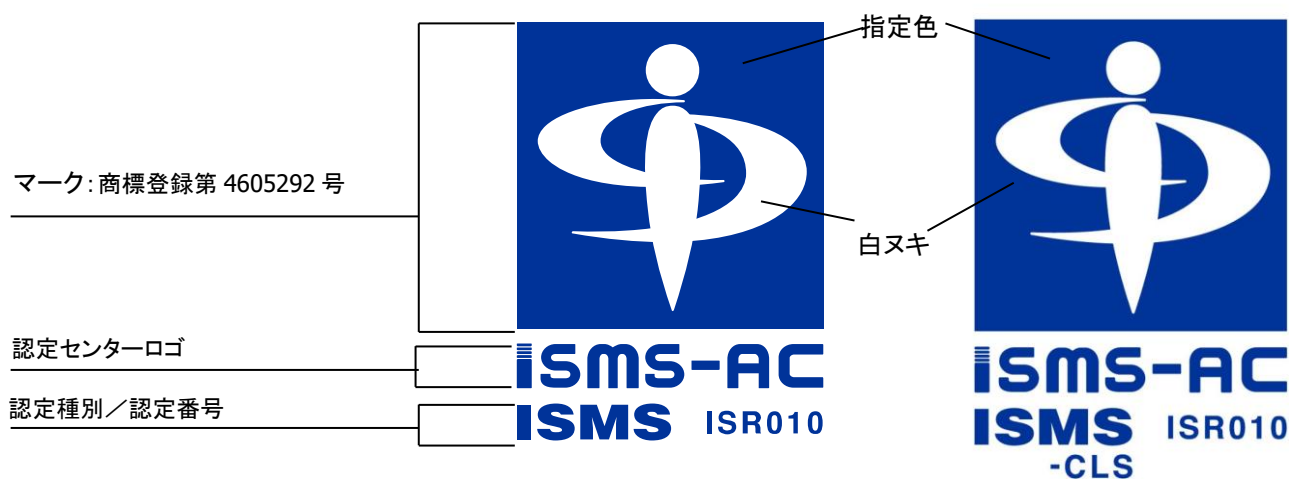
2.2 ISMS-AC「認定シンボル」

基本構成は、マーク、認定センターロゴ、認定種別/認定番号の組み合わせとします。

認定番号 **ISR010** は、ISMS-AC から当機構が認定されたことを示す固有の番号となります。基本表示は、指定色によるカラー表示とします。ただし、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。色指定は、別紙附属書のとおりとなります。

■ISMS 認証の場合

■クラウドセキュリティ認証の場合



3. ISMS 認証マークの表示上の注意

- ① ISMS 認証マークを縮小または拡大して表示する場合は、各部の寸法比を同一とし、かつ各部が明瞭に判別できなければなりません。
- ② クライアントは、当機構より登録を受けている事を明示するために ISMS 認証マークを使用できます。クライアントが ISMS 認証マークを使用する場合は、登録番号および認証規格とともに表示しなければなりません。これらの表示がない場合、不正使用とみなされる可能性があります。
- ③ クライアントが ISMS-AC「認定シンボル」を表示する場合は、必ず当機構の ICMS 認証ロゴマークと並べて表示しなければなりません。この場合、ISMS 認証マークの関係が明確で、かつ明確に識別できなければなりません。また、ISMS-AC「認定シンボル」を単独で表示することはできません。

例) マークを並べて表示する場合

▽ISMS 認証マーク(ISMS)



▽ISMS 認証マーク(クラウド)



備考: クライアントが当機構の ICMS 認証ロゴマークを表示する場合は、当機構が ISMS-AC より認定を受けている事を示すために、上記のとおり ISMS-AC「認定シンボル」と並べて枠を囲んで表示してください。なお、枠の中の背景は白抜きが望ましいです。

4. ISMS 認証マークの適用条件

- ① ISMS 認証マークの使用は、特記のない限り本規定記載の遵守を条件とし、当機構の基準により認証登録された範囲内で使用する事ができます。
- ② 貴社のロゴや社名、商品名、サービス名等よりも ISMS 認証マークを大きく使用することはできません。
- ③ 報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等に ISMS 認証マークを使用する場合は、認証登録された範囲以外が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用する事はできません。
 - 1) 報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等などに使用する場合、認証登録された範囲を明記してください。
(一部の部署や拠点で認証登録している場合等については、当機構事務局までお問合せください)。

ISMS 認証をアピールする方法として、当機構 Web サイト上のトップページまたは認証実績個別ページ等にリンクすることができます。認証実績個別ページ URL がご不明な場合は、当機構までお問合せください。

なお、当機構トップページ以外の URL は変更になる場合がございます。

その場合は、クライアントにてリンク先を変更して頂きますようお願いいたします。

2) ISMS 認証マークを付した封筒などに入れる物は、認証登録された範囲の文書(報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物等)としてください。

- ④ クライアントは、認証登録された適用範囲の業務に従事する要員に限定して、名刺に ISMS 認証マークを使用する事ができます。但し、認証登録された範囲以外が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用する事はできません。

以下のような場合は、認証登録された適用範囲を明示の上、名刺に ISMS 認証マークを使用してください。

- ・ 認証登録された範囲外の拠点が表示されている場合
- ・ 認証登録された範囲外の部署が表示されている場合
- ・ 適用範囲の業務に従事する要員が適用範囲外の部署を兼任している場合 等

適用範囲の業務に従事しない要員は、認証登録された適用範囲を明示の上、ISMS-AC「認定シンボル」を除いた ICMS 認証ロゴマークのみを名刺に使用する事ができます。

(ご不明点につきましては、当機構事務局までお問合せください)

- ⑤ クラウドセキュリティ認証を取得している場合、以下のマークを用いて ISMS とクラウドセキュリティ両方の認証取得を表明することができます。使用する場合は、上記①～④の規定に準じてください。

また、クラウドセキュリティの適用範囲がベースとなる ISMS の適用範囲よりも狭い場合は、クラウドセキュリティと ISMS の適用範囲が同じであると誤解を生じさせるような方法で使用する事はできません。

クラウドセキュリティの適用範囲を明示の上、使用してください。



5. ISMS 認証マーク使用上の制限

- ① ISMS 認証マークは、クライアントの製品や場所に対して使用することはできません。また、製品、サービス、場所、認証登録された範囲外の活動及び事業所が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用することもできません。
- ② クライアントが行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書又は証明書に、ISMS 認証マークを表示することはできません。

6. 認証の表明及び引用について

- ① 製品の包装又は付帯情報に認証を表明する事ができます。その場合は、以下を含めてください。

- ・クライアント名(ブランド名も含む)
- ・マネジメントシステムの種類及びその適用規格(例:JIS Q 27001)
- ・当機構名

備考:製品の包装とは、製品を分解したり、損傷せずに取り外しできるものです。

付帯情報とは、単独で入手できる若しくは容易に取り外し可能なもの、種別ラベルや識別プレートは製品の一部分とみなします。

- ② クライアントの製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているとの誤解を生じるような方法で認証を引用及び表明することはできません。
- ③ 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られるような引用をすることはできません。
- ④ 認証に関して誤解を招く方法での表明や、他者による表明を認めてはいけません。
- ⑤ 当機構及び／又は認証システムの評価を損ない又は社会的信用を失墜させる方法でその認証の引用をすることはできません。

7. 登録範囲縮小時の処理

クライアントは、認証登録された範囲を縮小した場合、縮小した範囲に関する ISMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用を中止しなければなりません。

備考: クライアントは、認証登録された範囲を縮小した場合、その旨を当機構に届出ると共に、その範囲に關係する ISMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用を直ちに中止しなければなりません。更に、範囲縮小により認証登録対象外となる業務に従事する者に対して、名刺での使用を含め、ISMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用を中止させなければなりません。

8. 適用期間

ISMS 認証マークは、認証登録の有効期限内においてのみ使用する事ができます。

9. 認証登録証・審査報告書について

認証登録証および審査報告書またはその一部を、誤解を招く方法で使用したり、他者による使用を認めてはいけません。

コピー開示の条件：

- ① 文書全体が完全に写っていること。
- ② 「コピー」と判るよう明示すること。
- ③ WEB サイトへ掲示する場合は PDF 等、第三者が加工できない状態にすること。
- ④ 認証登録証のコピーは適用範囲内のロケーションで掲示いただくことが原則ですが、適用範囲に含まれていないロケーションで使用する場合には、第三者に誤解を与えないようにしなければなりません。
- ⑤ コピーを提出や配布をする場合は、提出先および配布先を明確にすること。

10. ISMS 認証マークの電子データの管理

- ① クライアントは、当該データの保護、漏洩防止及び他者に使用させないための適切な管理を行わなければなりません。
- ② クライアントは、外部の業者に当該データを提供する場合、提供先にデータの保護、漏洩防止及び他者に使用させないための適切な管理を要求してください。また、当機構が要請した場合、提出先業者の一覧を提示してください。
- ③ クライアントは、ISMS 認証マークを使用できない状況になった場合、当該データを確実に廃棄しなければなりません。

11. ISMS 認証マークの使用中止

- ① クライアントは、当機構から認証の取り消しを受けた場合は、ISMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用を中止しなければなりません。
- ② クライアントは、当機構から ISMS 認証マークの使用中止指示を受けた場合は、速やかに当該マークの使用、認証の表明及び引用を中止しなければなりません。

12. ISMS 認証マークの使用状況の確認

当機構は、毎審査時にクライアントにおける ISMS 認証マークの使用状況について確認します。また、随時ホームページ等を確認し、その使用状況を確認します。その際に不適切な使用が認められた場合は、速やかに是正しなければなりません。

13. 違反に対する処置

クライアントが本規定に違反した場合、当機構は、是正処置の要求、ISMS 認証マークの使用中止、登録の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講じます。

備考：違反したクライアントに対して講じた処置の結果については、当機構は **ISMS-AC** に報告しなければなりませんので予めご了承ください。

ICMS認証マークの使用、認証の表明及び引用規定＜別紙附属書＞

4C基本タイプ



カラー設定



DIC222 C100%
M85%



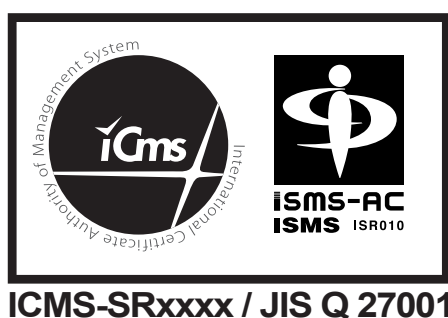
DIC123 M35%
Y100%



DIC220 C100%
M63%
Y5%



1C基本タイプ



カラー設定



K100